

積 算 書

業務名
業務の場所
積算金額

愛知県児童生徒招待事業学校送迎バス運行業務委託

豊田市 元城町 ほかに地内

円

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	備 考
貸切バス運行（大型）	別添仕様書 「運行条件」参照 ※11時間拘束（予定）	135	台			
貸切バス運行（マイクロ）	別添仕様書 「運行条件」参照 ※11時間拘束（予定）	19	台			
有料道路・駐車場代		154	台			
乗務員経費		154	名			
誘導員経費		25	名			
企画運営費		1	式			
金額（A）						
消費税及び地方消費税額（B=A×0.10 円未満切捨て）						
積算金額（A+B）						

※ 数量、単価、金額欄：上段……当初積算 下段……変更積算

愛知県児童生徒招待事業送迎バス運行業務委託 仕様書

令和8年10月18日（日）から10月24日（土）まで開催されるアジアパラ競技大会における愛知県児童生徒招待事業送迎バス運行業務委託の内容について、下記のとおりとする。なお、ここでは委託者であるアジア・アジアパラ競技大会豊田市実行委員会を「甲」、受託者を「乙」と表記する。

1 目的

令和8年10月18日（日）から10月24日（土）まで開催されるアジアパラ競技大会において、地元開催となる大規模な国際パラ競技大会を市内小中学校の児童、生徒が現地かつ学校行事の中で体験できる機会とするため、円滑かつ安全に児童、生徒及び関係者（以下、児童等という）を送迎することを目的とする。

2 契約期間

委託期間の開始日 から 令和8年10月30日（金）まで

3 業務内容

(1) 運行計画の策定及び管理

- 乙は運行開始初日の2週間前までに運行台数、経路、運行時間、送迎時のバス及び競技会場までの児童等の動線、誘導員の配置等を定めた運行計画を策定し、甲へ提供すること。また、当日は計画に沿って運行できるよう乙の責任において管理を行うこと。
- 車両の待機場所及び乗降場所は、甲の指示を反映させるとともに別紙「運行条件」に示す事項に基づいて台数等の設定を行うこと。
- 計画の策定及び管理にあたっては、道路運送車両法をはじめとする関係法令を遵守するために必要な配慮及び手続を行うこと。
- 乗降場所やその周辺では、住民や通行車両の妨げにならないよう特に配慮すること。
- 現地での誘導など、必要に応じて甲が各学校に指定する責任者と調整を行うこと。

(2) 送迎バス運行

- (1) により作成した「運行計画」のとおり送迎バスを運行すること。
- 国土交通省中部運輸局が公示している「貸切バスの新運賃・料金制度について」に準じて積算すること。
- 荒天等のやむを得ない事情により運行中止とする場合がある。その場合は、下記をキャンセル料として支払い、変更契約により金額を変更する。
なお、代金とは、各日1台あたりの手配料をいう

実施日の前日から起算してさかのぼって

- ・ 10日目にあたる日から8日目にあたる日まで . . . 代金の20%
- ・ 7日目にあたる日から2日目にあたる日まで . . . 代金の30%
- ・ 実施日の前日 . . . 代金の40%
- ・ 実施当日 . . . 代金の50%
- ・ 実施後又は無連絡不参加 . . . 代金の100%

上記以前に中止した場合は、甲は代金に対する企画料を上限として乙が負担した経費を支払う。

(3) 乗客の管理

- 甲が乙に送迎バス運行日の前営業日の午後3時頃に乗車予定人数を送信するため、乙は一覧に従い、当日の乗車管理を行うこと。
- 各学校の発車時、乗降場所発車時は全ての人数が揃っていることを確認すること。また、乗客の降車後に全ての乗客が降車したか車内を確認すること。

- ・欠席等により乗員が揃わない場合は、甲が各学校に指定する責任者の指示に従うとともに当日中に乗車人数を取りまとめて甲へ報告すること。

(4) バス及び児童等の誘導

- ・乗降場所の導入及び敷地内でバスが円滑かつ安全に運行できるよう、誘導員を配置すること。
- ・競技前後において乗降場所から競技会場までに児童等が円滑かつ安全に移動できるよう誘導員を配置すること。
- また、誘導に当たっては住民及び通行車両にも配慮すること。

4 保険の加入

- ・補償を要する事故が発生した場合は、乙又はバス運行者の負担により補償すること。
- ・乙又はバス運行者は、送迎に使用する車両に対し、乙又はバス運行者名義で任意保険に加入すること。
- ・任意保険は、死亡及び傷害の場合の1人当たりの補償最高限度額を無制限とすること。

5 経費の負担

- ・送迎に必要な経費は、全て乙の負担とする。
(バス借上料、燃料費、保険料、乗務員等諸経費、消費税及び地方消費税)

6 損害賠償

- ・乙は、送迎実施中に生じた諸事故、賠償等については、甲に対し、その内容等を速やかに報告するとともに、乙においてその一切の責任を負うものとする。ただし、甲の責に帰属する場合はこの限りでない。

7 免責

- ・送迎の実施にあたり、天災その他やむを得ない事情等不測の事故発生により、到着・帰着予定時間に遅れた場合、または、運行不能となった場合はその責任を負わないものとする。

8 一括再委託の禁止

- ・乙は業務の全部を一括してまたはこの業務における主たる部分である「運行計画の策定及び管理」の業務を第三者に再委託してはならない。
- ・乙は再委託をするに当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- ・前号により再委託が可能となる場合であっても、乙は、再委託先に対して本契約における乙の業務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

9 その他

- (1) 車両は点検整備されたものを配備すること。運行途中で車両不良により運行不可能となった場合は、代替送迎について早急に必要な措置を講じること。
また、甲に対し、その内容等を速やかに報告すること。
- (2) 「豊田市個人情報の取扱いに関する特記」を遵守すること。
- (3) 道路交通法の遵守及び安全運転に努め、乗客の安全に十分な配慮を行うこと。
- (4) 運行に際し、乗務員との緊急連絡体制を確保し、当日の運行時に連絡がとれる体制を確保すること。
- (5) バスを運行する者は道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を地域運輸局長から受けている者であること。
- (6) 日程、台数、駐車場使用料、有料道路通行料及び誘導員等に変更が生じた場合は、都度協議の上、契約期間末までに変更契約を行う。
- (7) 本仕様書及びこれに基づき締結された契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

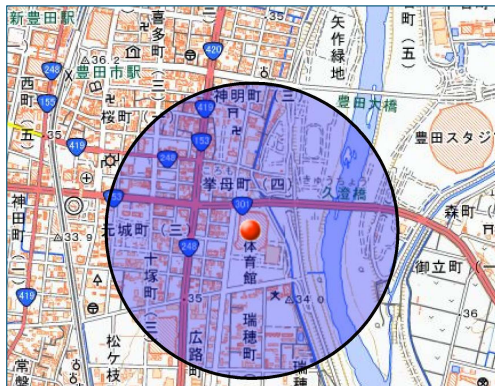
別紙 運行条件

1. 参加校及び台数

日付	競技時間 (開始) (終了)	競技種目 正式名称	会場名	学校名	バス台数		
					大型	マイクロ	
10/16 (Fri)	9:30 12:30	パラ卓球	スカイホール 豊田	大畑小学校	3	0	35
				大林小学校	4	1	
				四郷小学校	4	0	
				小清水小学校	4	0	
				九久平小学校	2	0	
				青木小学校	3	0	
				滝脇小学校	1	0	
				上郷中学校	5	0	
				根川小学校	4	0	
				猿投中学校	0	1	
猿投中学校	2	1					
10/20 (Tue)	9:30 13:15	パラ卓球	スカイホール 豊田	則定小学校	1	1	31
				矢並小学校	1	0	
				寺部小学校	5	1	
				浄水北小学校	2	0	
				浄水小学校	3	0	
				冷田小学校	1	1	
				拳母小学校	2	1	
				豊松小学校	2	0	
前山小学校	9	1					
10/21 (Wed)	9:30 14:00	パラ卓球	スカイホール 豊田	稲武小学校	1	1	27
				平和小学校	1	1	
				中山小学校	4	0	
				寺部小学校	6	0	
				浄水北小学校	4	1	
				梅坪台中学校	3	0	
古瀬間小学校	5	0					
10/22 (Thu)	9:30 13:15	パラ卓球	スカイホール 豊田	追分小学校	1	0	26
				足助小学校	2	0	
				西広瀬小学校	2	0	
				幸海小学校	1	1	
				佐切小学校	1	0	
				石野中学校	3	0	
				藤岡南中学校	7	1	
				土橋小学校	7	0	
10/23 (Fri)	9:30 11:45	パラ卓球	スカイホール 豊田	明和小学校	1	0	35
				御蔵小学校	0	1	
				東広瀬小学校	1	1	
				浄水北小学校	2	1	
				美里中学校	4	1	
				堤小学校	7	0	
				東保見小学校	2	0	
				伊保小学校	1	1	
				山之手小学校	3	0	
大蔵小学校	1	0					
前山小学校	7	1					

2. 乗降場所(競技会場周辺)

- ・ 競技会場より500m以内で市の指定する場所
- ・ 一団の敷地を設定(面積/1万㎡超)
- ・ 競技中及び10月20日から10月23日業務終了後までの駐車利用を可とする。(夜間を含む)



3. 学校周辺での待機場所

- ・ 左に示す各学校周辺で別途市が指定する場所

4. 誘導員の配置

- ・ 競技会場周辺の乗降場所において、車両が入り出る地点及び場内の運行に支障がないよう人員を配置。
- ・ 会場に至るまでの交差点/各1名※
(信号機のある交差点は横断前後に各1名)
※交差点の配置は最低5名/日とする。

5. 使用車両

- ・ 大型バス/正座席が45席以上あること。
- ・ マイクロバス/正座席が20席以上あること。
- ※ 法令の定める範囲内で乗客の安全が確保できる車両であること。

延台数
154